

市川市インターネット公有財産売却システムによる物品の売払いに係る事務取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、インターネット公有財産売却システムによる物品売払電子入札の事務の取扱いに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）（以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号右に定めるところによる。

(1) インターネット公有財産売却システム インターネット事業者が提供する公有財産売却等の売払いに関するインターネットオークションシステム（以下「公有財産売却システム」という。）をいう。

(2) 物品売払電子入札 公有財産売却システムを利用した、物品の売払いに係る電子入札をいう。

(物品売払電子入札の実施)

第3条 物品売払電子入札の実施にあたっては、市川市インターネット公有財産売却ガイドラインによる。

(対象)

第4条 この要領の対象となる物品（以下「売払物品」という。）は、市が所有または保管する物品で不用の決定を受けたもののうち、物品売払電子入札により売り払うことが適当であるものとする。

(売払物品の管理等)

第5条 売払物品の保管・管理（売払物品の下見会含む）ならびに契約後の引渡しに関しては、当該物品の不用申請を行った所属（以下「担当部署」という。）の長と協議のうえ、担当部署の事務とすることを原則とする。

(契約の方法)

第6条 物品売払電子入札に係る契約の方法は、一般競争入札とする。

(資格要件等)

第7条 次に掲げる者は、物品売払電子入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定に該当すると認められる者
- (2) 公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外を受けている者
- (3) 市川市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する排除措置要件に該当する者
- (4) 物品の買受けについて、一定の資格及び許認可その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 日本国内に住所、連絡先がない者(参加条件として、日本国内の住所および連絡先のいずれも必要。)
- (7) 市川市インターネット公有財産売却ガイドラインを承諾、又は順守することができない者
- (8) 市川市が物品売払電子入札に係る契約を締結したインターネット事業者が所管する規約及びガイドラインを承諾、又は順守できない者
- (9) その他、市長が市川市インターネット公有財産売却ガイドラインや公告において入札に参加することができないとした者

(公告等)

第8条 売払物品に係る公告・出品は、市川市公式webサイト及び公有財産売却システムを利用して行うものとする。

(参加申込み)

第9条 入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムによる入札参加申込を行った後、市川市公式webサイト上の「公有財産売却一般競争入札参加申込書」に次に掲げるものを添付し、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票抄本
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類として別に定めたもの

(資格の確認等)

第10条 物品売払電子入札への参加資格については、前条による申込書及び添付書類等により審査するものとする。

(予定価格の公表について)

第11条 売払物品の予定価格は、公告時に公有財産売却システム上での表示により公表するものとする。

(入札保証金及び入札保証金に代わる担保)

第12条 入札参加者は、予定価格の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、インターネット事業者の保証に関する書面（前項の入札保証金の額以上の額について、入札参加者のクレジットカード与信枠の確保を証する書面）の提供をもって代えるものとする。

(入札保証金の還付等)

第13条 入札保証金（入札保証金に代わる担保）は、入札終了後又は入札の中止の場合には還付（入札参加者のクレジットカードの与信枠を解除）する。

2 前項にかかわらず、落札者にあつては、入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

(入札の方法)

第14条 入札参加者は、公有財産売却システムにおいて指定する入札期間中に、1回に限り入札価格を登録することにより行うものとする。

(開札)

第15条 開札は、公有財産売却システムによる入札期間経過後、入札執行者及びその関係職員の2人以上で直ちに行うものとする。

(落札者の決定)

第16条 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、公有財産売却システムによるくじ（自動抽選）により落札者を決定するものとする。

(落札者への通知等)

第17条 落札が決定したときは、落札者にその旨及び契約締結に関する事項を通知するものとする。

(入札の中止等)

第18条 入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、当該入札を延期し若しくは中止する場合がある。この場合において、入札参加者は異

議を申し立てることができない。

(入札の不調)

第19条 入札の結果、予定価格以上の価格の入札がない場合及び入札者がいない場合は、入札を不調とする。

(無効となる入札)

第20条 次の各号に掲げる物品売払電子入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 他人になりすました等の不正な入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

(契約保証金の納付等)

第21条 落札者は、予定価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を契約保証金に充当した場合はこの限りでない。

2 契約者は、契約保証金を売払代金の一部に充当するものとする。

(入札結果の公表)

第22条 入札結果については、入札物件ごとに入札金額、入札者の法人・個人の区分別を市川市公式webサイト等において公表するものとする。なお、第三者からの問い合わせがあった場合、入札者が法人の場合に限り入札に関する事項を公表するものとする。

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月22日から施行する。